

## 青谷地域にぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青谷地域にぎわい創出事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、青谷地域にぎわい創出事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業の運営と、本市の地域活性の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 青谷因州和紙産地強化事業 因州和紙の伝承や和紙の魅力をPRする事業
- (2) 青谷ようこそ市場事業 まちなか周遊による賑わいの創出を目指す事業
- (3) 青谷上寺地遺跡利活用推進事業 青谷上寺地遺跡を利活用し、地域の魅力づくりと情報発信により地域の活性化を図る事業

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する青谷地域にぎわい創出実行委員会とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費の額（協賛金、負担金等の特定財源により充当されるもの及び食糧費の額を控除したもの。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(概算払い)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第 8 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の 2 割を超える減額  
(着手届を要しない場合)

第 9 条 規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合は、同項第 1 号又は第 2 号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。  
(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から 20 日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第 12 条に定める実績報告書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。  
(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条、第10条関係）

青谷地域にぎわい創出事業 事業計画（報告）書

1 事業の目的（大会趣旨等）

2 事業の内容

①青谷因州和紙産地強化事業

②青谷ようこそ市場事業

③青谷上寺地遺跡利活用推進事業

3 その他

様式第2号（第6条、第10条関係）

青谷地域にぎわい創出事業収支予算(決算)書

収入の部

(単位:円)

科目	金額	摘要
市補助金		
計		

支出の部

項	科目	金額	摘要
青谷因州和紙産地 強化事業			
青谷よろこそ市場 事業			
青谷上寺地遺跡利 活用推進事業			
計			